

民主的京都府政のあらたな前進と自治体労働者の役割と責務

京都府職労一九七二年度方針

一、なぜ、この問題を提起するのか

(1) 政治を革新する原動力としての地方政治を革新する闘い

こんにちわが国の八十四の地方自治体において、革新統一戦線の力で当選した革新首長が存在している事実、人口の約四分の一が、民主的・革新的な首長の地方自治体で生活している事実は、七十年代における政治の革新を展望するうえで、きわめて重要です。

これらの自治体における民主的・革新的な勢力が、自民党など反動勢力の政治とたたかいつつかりと地方政治を革新し、住民の利益をまもるうえで大きな成果をあげ、また革新統一戦線を強化拡大するうえで大切な役割を果たし、国民の根本的利益をまもる民主的政府を樹立する大きな目標をめざして前進することは、さらに重要なことです。

(2) 民主的京都府政は地方政治の革新をめざす全国的な拠点

民主的な京都府政の歴史は一九四五年四月蠅川知事の初当選の時から苦難にみちた闘いの過程です。

民主的自治体の建設という大きなたたかいで、全国的に最も長い歴史をもつ京都府政における経験は、その一進一退がまさに全国的影響をおよぼす教訓であるといってもけつして過言ではありません。

(3) 全国的な拠点を労働によってささえているのが府庁労働者

民主的京都府政が、わが国の地方自治における民主・革新の拠点の位置にあるとき、その府政を自分たちの労働によってささえ、具体化し、勤労住民に奉仕する立場にある府庁労働者の労働と活動のすべては、拠点をなう重要な力の一つです。

したがって、府職労が、その位置にふさわしい活動の方針と

内容を確立し、民主的京都府政のさらに大きな前進のために全力を発揮することは、府職労の重要な基本課題のひとつです。

二、自治体労働者の役割と責務

(一) 自治体の現状と自治体労働者の立場

① 大資本に奉仕する自治体

地方自治体は、国家の下部機構のひとつとしてつくられた反動的な国民支配の執行機関としての制度であるが、地方議会の制約をうける地域住民の自治組織としての制度でもあります。

政府自民党は、この地方自治体を反動政治の執行機関として、より強力に役立たせようとしています。

その反動的な面の根本には、日米安保条約にもとづくアメリカ帝国主義に従従する自民党の軍国主義復活の政治にあります。そのことが地方自治体にたいして大資本、大企業本位の行政をおしつけているのです。

② しかし、自治体の行政を民主化することも可能

地方自治体の行政のしくみは、法律、省令、条例、規則、さらに補助金、起債の認可などをつうじていわゆる縦割り行政で、政府が自治体の行財政を支配するようになっています。革新首長といえども、このしくみを無視して行政の執行はできません。

同時に、住民の要求とたたかいの力、民主勢力の力、民主的な地方議会の力などにささえられ、広範な共同闘争の大きな力

を結集することによって、地方自治体の行政を民主的に改革していくことも可能です。

③ 自治体労働者は、地域住民の利益を擁護する立場で働くことが根本である

自治体労働者は、労働者階級の一員であることはいうまでもありませんが、地方自治体の機構をささえ、その組織を構成する労働者です。

地方自治体をめぐる反動勢力と民主勢力の対決している根本の問題は、「大資本・大企業本位の地方政治か、住民本位の地方政治か」です。この対決点を自治体労働者の立場におきかえれば、「大資本・大企業本位の労働か、住民本位の労働か」です。

われわれは、「住民本位の地方政治、民主的自治体を建設する労働者」の立場をつらぬき、そのために献身的に労働し、たにかいぬく必要があります。

④ 民主府政のあらたな前進は、献身的に活動する府庁労働者の力にかかっている

府庁労働者が行政の民主的改革の先頭に立ち、地域の革新統一戦線を強大にするために、その労働と民主的活動により大きな力を発揮することは、地方政治を真に革新し、府民の利益をまもり、統一戦線をつよめるうえで、欠かすことのできない重要な課題であるといわねばなりません。

また、民主的京都府政のあらたな前進は、「政府・自治体当

局のためではなく、住民の利益のためにはたらく、民主的自治体建設のために、勇気をもって献身的に活動する自治体労働者」の立場をつらぬく府庁労働者の力にかかっているといつてもけつして過言ではありません。

(2) 自治体労働者の闘いの二つの側面

自治体労働者は、二つの側面をもっています。労働者の立場と行政を執行する立場の二つです。

「労働者の立場」というのは、自分たちの要求を実現するために労働組合に団結し、たたかう方向をいい、「行政執行の立場」とは、自民党政府のもとでの反動的な制度にしばらく、不完全、不十分な地方自治体の仕事をさせられることをいっています。

この「二つの立場」は、矛盾しているといわれますが、問題を深く追求していくと決して対立するものではなく、統一した立場であることが明らかです。

七〇年代の自治体労働者は、民主的自治体建設の課題と、諸要求実現のたたかいを統一的にやりぬく任務と必然性をもっているといわねばなりません。この二つの闘争の内容が、自治体労働者の階級的立場です。

① 労働者の立場——困難であっても制度を改正する闘いが重要

労働者の立場での要求実現のたたかいは、経済闘争などいろ

いろな闘争がありますが、労働条件の問題でもあきらかなように多くの要求は、こんにちの公務員制度（労働基本権、給与制度など）を改革しない限り、また現行制度のもとでも日本の労働者全体の労働条件が向上しない限り、京都府政がいかに民主主義的立場をつらぬいても、解決できない客観的事実があります。

制度でいられている問題では、制度を改正することなしに、ひとつの地方自治体の行財政の枠ぐみの中だけで要求を解決することは不可能です。もし、一時的に要求が「大幅に解決した」ということがあっても、その蓄積の結果は「当局の放まん財政」「当局の無能」「住民無視の人事管理」などと攻撃され、革新首長の場合ならば、政府当局と反動勢力の圧力のもとに反動側に屈服するか、首長選挙で敗退するか、いずれにせよ、民主的自治体建設のたたかいにおいて重大な打撃をうけ、歴史を後退させる政治的結果をまねく事例は全国的にも少なくありません。

それは、労働者の要求とたたかい方が「ひとりよがり」で住民の側から支持されていないからです。革新統一戦線で当選した首長の場合でも、住民の利益を増進してくれるという要求と期待にささえられているのであって、自治体労働者の要求にたいしてだけは行財政の枠ぐみや制度を無視して「自治体の「甲斐しよ」でこたえ、住民の要求を後まわしにするような首長は住民の期待を裏切る結果になるわけです。

都道府県の歳出総額にたいする人件費のしめる比率は四〇%

台が一県（福岡県）、五〇%台が一県（京都府）でその他はすべて三〇%であることから見ても、制度改正をすることなしに要求解決がいかにその自治体にとって無理なことであるかがわかります。

したがって労働者の立場からも、全国的な闘争で要求実現をはかるたかいかいが必要であり、また根本的には、全国的な革新統一戦線をきずきあげ、政治をかえる大きな目標を達成する方向に、ねばりつよく力強くすすんでいかねばならないわけです。

② 行政を執行する立場——住民の利益を第一とする考え方「行政を執行する立場」としての自治体労働者のたたかう方向は、住民の利益擁護を第一の課題として住民との団結をもとめ、労働と民主的活動をつうじて、民主的自治体建設をめざしてたたかうことです。

政府・自治体当局のためではなく、住民の利益のために働く立場は、反動首長のもとでも、革新首長の自治体でも、共通する自治体労働者の根本問題です。反動首長のもとでは、より多くの困難をとめない、革新首長のもとでは困難がより少ないといううまいがあるだけです。

しかし、この労働と活動は住民に支持され、団結をふかめ、地域の統一戦線をつよめるうえで役立ち、民主的京都府政の前進が、より多くの住民のあいだでの民主主義的自覚を高め、七〇年代における政治を転換させる大きな原動力のひとつになる

という位置づけを基本にしておく必要があります。

三、民主政府の歴史と府職労の闘いからの教訓

（一）反共主義や自分のことしか考えない組合は、民主的自治体建設の課題はになえない

① 蜷川知事当選のとき、なぜ府職労は蜷川虎三氏を擁立できなかったか

昭和二十五年、蜷川虎三氏が民主勢力の統一候補として、はじめて立候補したとき、府職労は民主勢力の蜷川候補を擁立して闘うことができませんでした。しかし、同じ反動首長のもとにおかれていた市労連、京教組は、この民主勢力の闘いに参加し、大きな力を発揮しました。

当時、府職労は反動知事のもとで、経済的な要求闘争をやっても、住民の利益擁護を闘争課題として考えられない状態にありました。さらに組合員の民主主義的自覚を高めることができない反共主義が根深かったことが主要な原因で、この大闘争に参加できなかった苦い経験をもっています。

② 自分の要求しか考えられない状態では、反動勢力に巧みに利用される

当時の京都の反動勢力の府政におけるよりどころとして、蜷川知事のもとで居すわっていた田村副知事は、府職労にたいして経済的な要求には理解ある態度をしめし、労働者としての権

利問題、政治的な問題には圧力をくわえるというやり方のでんできました。当時の府職労の一部に「蜷川知事より田村副知事の方が組合員の要求をよくわかってくれる」という意見が発せられました。そのことは昭和二十八年二月に、蜷川知事が解任権を発動して田村副知事を追放したとき、府職労は、組織をあげてその大闘争を支持できず、全京都の民主勢力と府政の民主化をもとめる住民の立場に立ちきれない弱さをあらわしました。

このことは単に、当時の問題としてすまされぬ重要な内容をふくんでいます。なぜなら、府職労の経済要求闘争は、労働条件の改善の面で一定の成果をあげても、それだけでは民主府政を真にささえ、発展させる立場に立ちきれないという今日的な問題と共通しているからである。

③ 水害救援闘争などを通じ、はじめて府職労として知事選を闘う基礎ができた

昭和二十八年の夏、ジェーン台風による南山城水害に際して府職労は大きな救援部隊を組織し、民主団体水害対策本部の重要な力となって活動しました。

これは、府職労が住民の利益擁護のために、直接的に、しかも献身的に活動した最初の経験でした。

この闘争は、府職労の階級的民主的前進と、民主府政をささえる立場を確立していくうえで貴重な内容をもっています。またこの闘争は、昭和二十九年四月の蜷川知事再選の闘争（反動側候補は、前副知事の田村）において、府職労がはじめて大衆

的に知事選闘争をたたかうことができた基盤ともなったわけですから。

(2) 二つの誤った傾向を自民党政府とのたたかいで克服

蜷川知事再選直後の六月には、府財政悪化のため、府職員や教員の夏・冬の法定一時金も予算化できず、七月には無期限の定期昇給ストップ、八月には賃金支給の見通しもたらず、九月には半ば強制的な高齢者にたいする退職勧奨がはじまりました。

義務的経費の人件費すら予算化できない財政状況のもとで、住民にたいする仕事の予算も「革新知事の初仕事」として、全く名目的なものでしかなかったし、予算は組まれていても令達されないことも多かったわけです。したがって、府の行政そのものが麻痺状態になったといっても過言ではありません。

この時期に府職労の内部であられた傾向に二つの問題がありました。

ひとつは「労働者に金もはらえんような知事は、革新でも何でもない」「これが革新知事というなら、前の保守知事の方がましやないか」「民主府政推進を強調する府職労幹部は、蜷川知事となれあっている。御用組合やないか」などの意見となつてあらわれました。

もうひとつは、蜷川知事の施策における弱い面や、政府の圧力のもとで生ずる民主府政の方向と矛盾することがらに對し、労働組合として批判を明確にしようとするにたいし、「蜷

川知事が窮地におちいるから……」とか「蜷川知事はいつ辞表を提出するかわからないから……」とかの理由で、府職労だけの視野でしか府政を考えず、率直で正当な要求や意見をおさえる主張がよりまりました。

前者は、賃金や労働条件の問題だけで民主府政を測定しようするセクト主義であり、後者は知事と行政管理機構に追随する傾向であり、いずれも政治を変革する展望に確信をもっていないところからおこってくる日和見主義です。

府職労と教組は府職連共闘を組織し、知事、府議会府職連、民商などの代表による政府資金獲得のたたかいの方向をうちだし、闘争は一定の前進をみました。

そして、この府財政悪化と財政再建時の府職労のたたかいでの最大の積極面は、経済要求の闘争で行きづまった労働組合運動の困難を政府との対決にもとめ、そのために住民との共同闘争、住民のあいだでの府職労の活動の重要性について検討しはじめたことです。

また、職場での政治活動の自由、労働組合活動の自由という基本的な権利を実践的に拡大し、勤務評定をさせないとか、更雇用制度の事実上の撤廃・あるいは臨時職員の本職員化とかの民主主義的要求でたたかい、その成果を土台として府職労組合員の活動と団結に有利な条件を確保したことです。

これらの条件は、昭和三十三年以降の警職法改正反対から安保闘争を組織をあげて大衆的にたたかう基礎づくりとなりました。

た。

(3) 反動勢力の動向に注意し、真の敵と闘うことを堅持すること

昭和三十三年の蜷川知事の三選目に、自民党からも推せんがあり、蜷川知事は、これを断固として拒否しなかったため、革新統一戦線が組めず、民主勢力の側に批判と混乱を生じました。府職労は蜷川知事のこの時の政治姿勢を批判しましたが、蜷川知事との共同闘争の関係がうまくいかなかったとき、府職労の時間内の活動にたいして否認する方針が出されました。

このようなもとで、昭和三十四年四月十五日の安保条約改定反対闘争の第一次統一行動に、府職労は時間内の支部毎の職場集会で積極的にたたかいました。

このため、本部役員、府税支部、綾部支部などで訓戒処分が出ました。保険支部にたいしても、厚生省の干渉がより、三十四年十月にいたって府職労本部役員五名、保険支部役員七名にたいして公務執行妨害罪などのいいがかりで逮捕、十一名が起訴されるという事件がおこりました。こんなにちなお公判闘争をたたかっている府職労安保闘争弾圧事件というものです。

この一連の経過は反動勢力が民主府政と府職労にたいして、いかに攻撃の機会をねらっているかを如実にしめています。府職労の闘争は府当局だけを相手にして活動する傾向が強く、民主府政と府職労破壊をねらう反動勢力の動向を軽視する弱点

が、この弾圧攻撃のスキをあたえたという苦い経験でもありません。

どのような闘いでも、米日反動と闘っているということを忘れずに、敵と民主勢力の力関係をかえていく道すじを常に明らかにしていくことが重要です。

(4) 民主府政発展の基礎は、歴史的な六〇年安保闘争のなかで生れた

六〇年安保闘争をつうじて、府職労をはじめ全京都の民主勢力と蜷川知事の関係は、この大きな国民的な課題を共同闘争でたたかうことによって、正常にもどりました。

蜷川知事が「安保体制の道か、憲法体制の道か」という民主的地方自治のすむ道を明確にした問題提起は、この六〇年の安保闘争を民主勢力の一翼をになって共にたたかうなかから生まれた政治姿勢です。

反動政治のもとで住民の利益をまもる民主的地方自治のこの政治姿勢が、その後のたたかいを通じて京都の民主勢力をより広範に結集させるうえで、大きな力となったし、その力は民主的京都府政の発展の基礎となり、住民のあいだでの民主主義的自覚を高めるうえで大切な力となっています。

「憲法をくらしの中に生かそう」というスローガンが七〇年代のこんにち、民主的・革新的な地方政治の合言葉になっていますが、それは、蜷川知事の言葉の問題ではなく、京都の革新

統一戦線の前進、住民の闘争、蜷川知事の政治姿勢などの力によってつくり出された民主的京都府政の業績にたいする全国的な評価によるものです。

(5) 七〇年の府知事選は、あらためて民主府政の位置づけと自治体労働者の任務を明らかにした

① 知事選で果した府職労の役割

知事選挙の結果が、一地方自治体の運命にとどまらず、まさに七〇年代の政治の動向にたいする象徴的な意義をもつものでしたから、そのたたかいは、日本の選挙史上かつてない激烈な政治戦となりました。

この知事選で府職労は職場を基礎に、大衆的に献身的な活動を展開し、大きな責任を果しました。

大多数の組合員が組織的にたたかいたちがあがったので、京都府の行政機構も、民主的地方自治擁護の立場を堅持し、民主的な活動を拡大しました。

このことは、社、共産党の団結を軸とした共同闘争のまわりにかつてみられなかった広範な住民を結束させ、奮起させるうえで重要な役割を果たしたといわねばなりません。

また、自治労、教組などと組織した合同闘争委員会は知事選勝利をめざし、京都の労働者、労働組合のなかで、先駆的な役割を果たしました。

これらの自治体労働者と教育労働者の組織が全府的にその力

を發揮すれば、地方自治の活動に相当大きな影響を与えることを立証したわけです。

府庁労働者が府職労の方針にもとづいて、知事選で総決起したのは、単に、蜷川知事が「雇い主であるから」という身勝手な考えからではなく、民主府政の重要さを身をもって経験しており、民主府政を直接自分の労働によってささえている立場を自覚していることのあらわれです。

選挙史上例をみない激烈なたたかひにおいて、広範な住民を團結させられたのは、蜷川府政が住民の利益の擁護者であったというなによりも確固とした歴史的事実によるものであったからですが、府の行政機構をささえる労働者・職員の大きな力なしには、行政機構が民主勢力の要求にこたえる活動を展開することは不可能であるといっても過言ではありません。

この経験から、民主府政にない手としての労働者の立場を、日常の労働と活動において、確固たるものになければなりません。

② 自分の労働（仕事）を、深く考える条件をえた

われわれの職場では、民主府政のあらたな前進の方向を研究し、労働（仕事）の内容についても再検討する動きがつつまっています。

とくに、政府は「新全総」計画と総合農政計画によって地方自治体は大資本・大企業に奉仕させるために、自治体行政そのものを資本家的「合理化」する政策を強行しています。

いわゆる縦割り行政のどの分野をとりあげても、自治体の反動政治の執行機関としておしすすめようとする反国民的政策と住民の要求の対立が、われわれ自治体労働者の「仕事」の場にもちこまれているのです。

府職労がこんにちとくに重視しなくてはならないのは、これらの問題を自分たちの労働条件の問題としてとりあげるだけではなく、民主的京都府政の前進の課題として具体的に強力に追求することです。

いまこそ、七〇年知事選における府職労の果たした役割を、日常的な活動として、職場を基礎に、全面的に発展させる必要があります。

私たちは、自民党政府のおしすすめている資本家的「合理化」には断固として反対しますが、民主的京都府政のもとの機構改革、組織の再編成、省力化、能率化などについては、住民要求との関連で明確に区別して研究していく必要があります。

四、今日の民主政府がもっている問題点

(1) 自治体の権限は大きくないが、京都府政の業績は高く評価されている

憲法の民主的条項を基本におく民主主義の立場と積極性は、自民党政府の反国民的な諸政策とたたかいつつ行政をすすめるうえで、決定的に大きな役割を果たしています。

そのことは、たとえば、府職労や公務員共闘のストライキ闘争にたいする京都府政の行政上の対処のしかた、労働組合活動や政治活動についての対処のしかたにも、労働基本権をまもる立場がはっきりしめられています。

この民主的・革新的な政治姿勢と行政管理方針は住民の要求にこたえる行政方針にも基本的につらぬかれているといえます。

革新首長は自分の好みや党や団体の利益のために動くものではなく、革新統一戦線に結集した勢力の共同の政策実現のために活動するものではなくてはなりません。この革新首長の政治姿勢を行政執行面に具体化し、うつしていくのが革新自治体の仕事の内容であり、住民要求との関係で能率のよい合理的な行政管理を追求することは当然のことです。

(2) しかし、法律制度にしばられ、官僚的傾向が残っている

京都府政における反動的な住民支配機構としての側面は、京都の民主勢力のたたかい、住民の力、さらに蜷川府政そのものの努力によって圧縮され、除去されてきています。しかし、行政管理は基本的には法律制度にしばられ、自民党政府の支配する行財政の制度によるしめつけは、自然、民主府政の発展を阻害する最大の条件であることはいうまでもありません。

そのことから、行政管理の面での民主化が不徹底となり、官僚的・保守的傾向がまだ根づよく、住民の要求にたいする積極

的立場、「民主府政の会」の政策（蜷川知事の公約）の実現のための意欲的施策についての職場での追求が弱く、したがって、府行政に従事する労働者・職員は創造的な力を全面的にくみあげることができない重大な弱さをともなっているといわねばなりません。

そのために、住民の要求にたいする施策、公約実現をめざす仕事の内容については、幹部職員だけが責任をもっていて、圧倒的多数の労働者・職員は責任をもつ体制がつくられていないという問題があります。多数の労働者・職員は分業化された仕事ではあるが、住民にたいするその「仕事」の重要性について研究し追求する体制は、ほとんどない状態といっても過言ではありません。

したがって、職場の一部には「仕事の責任は職制にある、自分たちはいわれたことをやっておればよい」という考え、「公約実現は『当局』の責任で、自分たち労働者は要求で当局とたたかっておればよい」という考え、いずれも民主的京都府政の建設と前進の課題に対して消極的、受動的立場がまだ根づよいといわねばなりません。

このような傾向は「住民の利益のためにはたらく」自治体労働者、「日本の政治の転換の大きな原動力のひとつである民主的自治体建設の課題になう」自治体労働者の労働をつうじて「革新」をもとめる階級的立場から正しく克服していかなければならない問題です。

五、当面している府職労の課題

自治体労働者の任務つまり七〇年代における民主的自治体建設を、民主府政の歴史と今日の民主府政のもっている問題点、府職労のたまたかいの教訓などから導き出す必要があります。

これを府職労の当面する重要課題として、職場における討論と実践を通じて検証し、理論化していかなければなりません。

(1) 民主府政のあらたな発展に責任を負う立場に立つこと

民主府政は、知事のもので当局のものでもありません。京都の革新・民主勢力の団結とたまたかいのなかでつくりあげてきた勤労府民の大切な政治的財産です。

府職労は、その活動と労働を通じて民主府政のあらたな発展に責任を負う立場にたたねばなりません。

民主府政は、①府職労の力、②知事の政治姿勢、③議会における民主勢力の力、④民主勢力の統一戦線の力などの総合した力によって前進します。

府職労は、職場の中から階級的な労働組合をしっかりつくりあげ、この総合した力を発展させるために、いっそう奮闘せねばなりません。

同時に、府職労組合員は民主府政に、仕事を通じて直接の知らない手となっています。したがって、労働者・労働組合としての正当な権利を確保しつつ、行政管理の民主化を追求し、官僚

的傾向を克服して、全組合員が民主的・自主的立場から労働（仕事）にたいする責任を全うする立場をつらぬかねばなりません。それは、住民の利益擁護を第一義的に考えるという基本的な立場です。

(2) 民主府政の業績を高める自治体労働者の活動を追求すること

民主府政の業績を高め発展させることは、府庁労働者の力にかかっているといってもけつして過言ではありません。

したがって、現在の法律制度など民主府政の発展をおしとどめる条件や問題にたいし、断固として闘う立場をつらぬきます。

同時に、住民の利益をまもる立場から、日常的に行政内容を研究し、改善の方向を積極的に提起するなど、民主府政の業績を高めるうえで、力量のある自治体労働者の活動を追求していきます。

(3) 確信をもち住民のなかに入っていける府職労の活動を追求すること

府職労の運動のなかにも生れている保守的傾向、経験だけにたよる傾向、企業内だけで考える傾向、「民主府政のもとでの安易な活動」を行なう傾向などの弱点を克服し、民主府政のもとで築きあげてきた多くの権利や民主的条件を住民の利益のために役立たせねばなりません。

自分のことしか考えない場合、住民の立場に立ちきれない組合は、民主府政のにならない手としては不適格といわねばなりません。

府職労は、どのような小さい要求、問題を考える場合でも、必ず住民の利益と結びつけて考え、政治的自覚、民主的自覚を高めて、確信をもって住民のなかへ入っていける府職労の活動を追求することです。

(4) 打倒すべき敵との闘いを基本に、常に節度ある闘いを進めること

今日の自治体のおかれている現状のもとで、真に要求を解決するためには、要求実現をはばんでいる制度をかえさせるたたかいが重要です。解決できないことを知りながら、企業内で解決できるかのように指導するのは重大な誤りといわねばなりません。

また反動勢力が、府職労と民主府政の破壊をねらっているとき、打倒すべき敵にたいするたたかいと使用者にたいするたたかいをはっきりと区別し、ケジメをつけて進めねばなりません。同時に、民主府政のもとのたたかいは、住民の支持と納得をうる努力を忘れてはなりません。

(5) 地域的な革新統一戦線の強化をめざす活動を追求すること

住民要求とその運動を発展させる立場にたち、組織的な結びつきをつよめ、共同闘争の拡大を求めていきます。

そして地域的な革新統一戦線の強化をめざす活動を追求し、「民主府政の会」の再開・再建を求めて活動をつよめます。

(6) 民主勢力の共通の課題である沖縄・安保の闘いを全国的に発展させること

六〇年の歴史的な安保闘争は、民主的な京都府政を発展させる土台をつくってくれたといっても過言ではありません。

いま沖縄協定批准反対のたたかいがすすめられています。民主勢力による統一戦線を結成し、全国的にたたかいを発展させることは、民主府政をあらたな段階に発展させる条件と力をつくることになります。

府職労は、当面している重要な沖縄・安保の課題で急速にたたかいを発展させねばなりません。